

臨時福祉給付金の受付が始まります

昨年に引き続き、本年も臨時福祉給付金が支給されます。これは、消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、給付金を支給するものです。対象となる方は、お早めに手続きをされますようお知らせします。

1. 支給対象となる方

平成27年1月1日時点で八百津町の住民基本台帳に登録されており、平成27年度の町民税(均等割)が課税されていない方が支給の対象となります。ただし、次の場合は支給の対象外となります。

- ①ご自身を扶養している方が課税されている場合(扶養している方が町外にみえる場合も含みます)
- ②生活保護制度の被保護者となっている場合

八百津町では、町県民税(均等割)が非課税の方(臨時福祉給付金の対象となる可能性のある方)に対し、非課税のお知らせとともに、臨時福祉給付金の「申請書」を送付させていただきます。

2. 支給額

支給対象者1人につき **6,000円** 支給は1回限りです。
※平成26年度に実施した基礎年金等受給者への加算措置はありません。

町から申請書が届いた方でも、町外のご親族(課税者)に扶養されていたりして、対象にならない場合がありますよ。自分が臨時福祉給付金の対象となるのか、よ〜くカクニンジャ!

3. 申請期間

平成27年**9月1日(火)**~平成28年**1月4日(月)**

※申請期限を過ぎると支給できなくなりますので、お早めに手続きを済ませてください。

4. 申請書に必要な添付書類

①対象者全員の本人確認書類

A 1種類で良いもの

免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなど官公庁が発行した写真付きの証明書

B 2種類が必要なもの

ア 健康保険証・年金手帳・年金証書・地方公共団体が発行した医療受給者証など
イ その他本人が確認出来る書類(例えば社員証・学生証など)
※アの書類を2種類かア・イの書類をそれぞれ1種類ずつ提示していただく必要があります。

さあ、役場へ申請に行くぞ!
オツと…申請に行く前に、必要な書類を忘れていないか、もう一度よ〜くカクニンジャー!!



2つの給付金イメージキャラクター
カクニンジャ

②振込先金融機関確認書類

受取口座(申請者)の預金通帳またはキャッシュカード

※その他、町外のご親族(非課税者)に扶養されている方などは、扶養者の非課税証明が必要になります。詳しくは申請書に同封される案内をご覧ください。

5. 提出先

役場1階 町民課(☎内線2111) および 各出張所

●厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル

みな いきゅうふ
0570-037-192